

◇ 審査請求事務の流れ ◇

支部長の補償に関する決定

公務外の災害認定、通勤災害非該当の認定、障害補償の不支給決定等

*決定に不服がある場合

支部審査会に対する審査請求の提起

- 支部長の補償に関する決定に不服がある場合は、3か月以内(処分を知った日が平成28年3月31日までのものは、60日以内)に支部審査会に対して審査請求をすることができます。
- 口頭意見陳述を希望する場合は、支部審査会に対し、書面で申し立ててください。

支部長の弁明(義務)

- 支部審査会では、審査請求書を受付後、要件審査を行い、不備がなければ受理し、支部長へ弁明書の提出を依頼します。

反論書等の提出(任意)

- 支部長から提出された弁明書を、支部審査会から審査請求人等へ送付します。
- 口頭意見陳述の申立てについて、意向確認を行います(対象者のみ)。

- 審査請求人等は、支部審査会に対し、反論書又は証拠書類等の追加(以下これを併せて「反論書等」といいます。)の提出をすることができます。

支部審査会の開催

争点整理
口頭意見陳述
合議

- 支部審査会は、口頭意見陳述の申立てのあった審査請求人等に対し、口頭意見陳述を実施します。
- 口頭意見陳述の開催日時は、別途、調整します。

審理手続の終結

- 支部審査会で、審理手続が終結したときは、審査請求人等にその旨通知します。

裁決書審理

- 支部審査会で合議し、裁決を行います。
- 裁決後、支部審査会から審査請求人等へ裁決書(謄本)を送付します。

裁 決

◆ 支部審査会の裁決に不服がある場合は、裁決書を受け取った日の翌日から起算して1か月以内(*)に本部審査会へ再審査請求をするか又は、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に裁判所へ取消訴訟の提起をすることができます。

(*) 平成28年3月31日までに知った補償に関する決定についての再審査請求は30日以内